(避難施設の管理)

- 第53条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難 のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければな らない。
 - (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。
 - (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅 員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防 火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸 とすることができる。
 - (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあっては、この限りでない。

【解釈及び運用】

本条は、令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、床面の適正な維持及び避難口に設ける戸の管理について規定したものである。

1 柱書き

「**その他避難のために使用する施設**」とは、屋上広場、バルコニー、ひさし、スロープ、ドライエリア(階段、タラップ等で地上に通じているものに限る。)等をいう。

2 第1号

「**つまづき、すべり等を生じないように**」とは、避難のために使用される廊下、階段、 通路の床面について避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくく するため、滑り止めを設ける等の措置をいう。

3 第2号

(1) 「避難口に設ける戸」とは、次に掲げる出入口をいう。

ア 屋内から直接地上に通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該 附室の出入口を含む。)

イ 避難階又は地上に通ずる直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口を含む。)

なお、劇場等にあっては、他の出入口を含むものとする。

- (2) 「**廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造**」とは、戸が 180° に開放でき、 壁と平行となる構造をいう。
- (3) 「**内開き以外の戸**」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸、 シャッター(くぐり戸のあるものに限る。)等が考えられる。

4 第3号

- (1) 「**非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの**」とは、自動火災報知設備又は非 常警報設備の作動と連動して自動的に解錠される構造のものをいう。
- (2) 「**屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造**」とは、避難の際に、か ぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。